

医師弘嗣会英語論文等翻訳委託費助成に関する申し 合わせ

(目的)

第1条 本申し合わせは、横浜市立大学リハビリテーション科医師弘嗣会（以下「本会」という）規約第4条（6）に基づき、本会所属の会員（以下、会員という）の個人研究を補助し、研究活動の活性化を図る目的のため、英語論文の発表にあたっての翻訳費用の助成について定めるものである。

2 助成金は、原則として研究費に恵まれていない会員を対象とし、翻訳費の一部ないし全部を助成するものである。

(申請資格)

第2条 助成金の申請資格は、本会所属の正会員とする。

2 助成は、公的な研修助成金や研修費がある場合には、それを優先するものとする。

(申請方法等)

第3条 助成金の申請は、運営委員会に対し、投稿誌の名称、論文名、申請費用を記載した書面等を提出することによって行う。申請期間は投稿月の2か月前の運営委員会開催日までとする。

(助成金)

第4条 助成金は、原則として1件5万円以下とする。

(支給の決定)

第5条 助成金支給の是非は、運営委員会で協議の上で判断する。

附 則 本申し合わせは、平成31年4月6日より施行する。

本申し合わせは、令和5年7月25日より施行する。